

別紙添付資料（１）（第１号議案）

令和５年度 事業報告

令和５年度実施計画に基づき、本部、各支所及び関係者の協力と行政当局のご指導、（公社）日本食品衛生協会の支援等により諸事業を実施することができました。

１ 庶務報告

- （１） 役 員 ： 会長１名、副会長２名（会計理事１名兼務）、専務理事１名、
常務理事４名、理事９名（理事合計１７名）、監事２名
- （２） 支所数 ： ７支所（７区に１支所ずつ）
- （３） 会員数 ： ５，２７４名（令和６年４月１日）

２ 事業報告

（１）食品衛生指導員による指導事業

① 食品衛生指導員による巡回指導事業

（公社）日本食品衛生協会が定めた重点指導事項である『ＨＡＣＣＰの考え方に基づく衛生管理の実施』を指導項目の中心として巡回指導を行うとともに、“ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた衛生管理”、“ノロウィルスによる食中毒予防”、“手洗いの手順”等のチラシ・ポスターによる情報提供と巡回指導に取り組みました。

令和５年度 食品衛生指導員巡回指導状況

支所名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
延指導員数	222	397	69	179	242	186	239	1,534
延巡回施設数	651	1591	351	332	294	866	512	4,597

食品衛生指導員総数：１１６名

②「食の安心・安全・五つ星事業」の推進

食品衛生指導員の巡回指導活動を通して、五つ星事業に参加している施設に対し、五つの食品衛生管理項目（従事者の健康管理、食品衛生管理記録、講習会の受講伝達、衛生害虫駆除対策、食品賠償保険加入）の実施状況の確認を行いました。

令和5年度 五つ星認定施設数

支所名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
新規	—	—	—	—	—	—	—	0
継続	6	8	4	4	0	8	3	33

③A T P簡易検査機器を用いた施設指導

食中毒の起こりやすい8月から9月にかけて、各支所の食品衛生指導員が営業中の施設に立ち入り、まな板・冷蔵庫の取手・手指等の洗浄度をA T P検査で確認し、結果に基づく指導を行いました。A T P検査は検査結果が瞬時に確認できますので、即時的啓発効果があります。

今年度は、各区5施設、合計35施設の140件について洗浄度を調査しました。

令和5年度 A T Pによる簡易検査実績

支所名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
検査実施日	8/30	8/9	8/25	8/21	8/25	8/21	8/29	
検査施設数	5	5	5	5	5	5	5	35
検査件数	20	20	20	20	20	20	20	140

- ・検査項目：ルシパックペンを用いた拭き取り検査、ルミテスターによるA T Pの測定
- ・検査箇所：まな板、冷蔵庫の取手(裏側)、手指（洗浄前&洗浄後）の4箇所

（2）食品衛生に関する人材育成事業

① 食品衛生責任者養成講習会事業

食品衛生責任者の資格取得認定講習会を7区の7会場で合計19回実施し、782名に修了証書を交付しました。各支所別の修了者数は次表のとおりです。

また、従来の集合型講習会と並行して「e ラーニング型講習会（オンラインによる受講）」（修了者数：454 名）を実施しました。

令和 5 年度 修了者数

（単位：名）

支所名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
1 回目	35	36	37	29	39	39	55	
2 回目	37	36	38	40	37	39	74	
3 回目	40	42	37		37		55	
合計修了者数	112	114	112	69	113	78	184	782

② 食品衛生指導員研修会

食品衛生指導員の資質を向上させ、活動を充実させるために、毎年指導員研修会を実施しています。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から行政主催事業は中止。法人主催（当協会）事業は、定員数を削減して 2 回に分けて実施しました。研修会参加者数は、次表のとおり延 46 名でした。

また、支所主催事業では、延 164 名の指導員が活動に参加しました。

法人全体・行政主催事業 指導員参加者数 （参照 1）

（単位：名）

開催日	講習会名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
7/3	令和 5 年度 指導員研修会	5	10	4					19
8/1	令和 5 年度 指導員研修会				1	2	13	11	27
合 計		5	10	4	1	2	13	11	46

支所主催事業 指導員参加者数

（単位：名）

支 所 名	開 催 日	事 業 名	人 数
門 司	8/21	食中毒予防講習会	7

	8/21	手洗い教室、実習	2 (66)
	8/30	ATP 検査指導	3
小倉北	8/7	食中毒予防講習会	16
	8/9	ATP 検査指導	2
	9/5	手洗い教室、実習	5 (25)
小倉南	8/25	食中毒予防講習会	7
	8/25	ATP 検査指導	4
	10/3	手洗い教室（小倉南区 幼稚園）	5 (215)
	10/25	手洗い教室（小倉南区 幼稚園）	5 (95)
若 松	8/21	食中毒予防講習会	7
	8/21	ATP 検査指導	6
	8/22	手洗い教室（実習）、（若松イオン）	5 (72)
八幡東	8/25	食中毒予防講習会	8
	8/25	ATP 検査指導	6
	8/21、/22	街頭啓発ウェットティッシュ配布	6
八幡西	7/24	手洗い教室、実習（八幡西柔剣道場）	4 (42)
	8/21	ATP 検査指導	9
	9/4	食中毒予防講習会	17
	7/29、8/1	街頭啓発ウェットティッシュ配布	11
戸 畑	8/29	食中毒予防講習会、手洗い教室実習	11 (17)
	8/29	ATP 検査指導	6
	8/29	街頭啓発ウェットティッシュ配布	12
合 計			164

※手洗い教室の参加人数（532 名）

③ 食品衛生指導員養成講習会開催

令和 5 年 1 0 月 3 日、3 0 日の 2 日間にて規程カリキュラムに沿って講習会を開催。
受講者 7 名が新指導員と認定されました。

(小倉北支所：4名、小倉南支所：1名、八幡東支所：1名、八幡西支所：1名修了)

④ 調理師試験のための受験準備講習事業

調理師試験の受験者を支援するため、職業訓練法人北九州地区職業訓練協会と共催して、下記の通り試験に合格するための準備講習会を開催しました。

受講者数：9名

講習会日：8月30日～10月4日 6日間（延36時間）

⑤ ふぐ処理師受験準備講習会事業

(公社)福岡県食品衛生協会が主催する講習会の受講案内を行いました。

令和5年度も、昨年度同様、講習会の案内のみにとどまり、受付は直接福岡県が対応となりました。

(3) 食品衛生思想の普及啓発事業

① 食品衛生モニター事業

令和5年度は、合計40名に食品衛生モニターを委嘱しています。

当協会が実施する事業への参加の依頼や、北九州市が主催する事業への参加を求めています。

主として、食品衛生月間事業、ノロウィルス食中毒予防啓発事業、食品衛生各種勉強会等々への参加を呼び掛けています。

令和5年度事務局本部事業に参加したモニターは、次表のとおり32名でした。

法人全体・行政主催事業 モニター参加者数 (単位：名)

開催日	講習会名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
7/27	食中毒予防講習会	10	5	3	3	5	2	4	32
R6. 1/25	シンポジウム (行政)		1			5		1	7
合 計		10	6	3	3	10	2	5	39

② 「食品衛生月間」の事業

全国一斉食品衛生月間の８月１日（食品衛生の日）にちなんで、北九州市と共催で各支所単位での勉強会や手洗い教室を開催しました。（参照１）

食中毒予防街頭啓発は、指導員の巡回指導、ＡＴＰ検査時にて食中毒予防チラシ、啓発標語を印刷したウェットティッシュ等を配布、さらにお店での告知にて食中毒予防に留意するよう啓発しました。

この事業の当協会の役員、指導員の参加は延べ１８０名でした。

（単位：名）

支 所 名	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	合計
①食品衛生月間事業 参加者数	12	42	16	18	20	41	31	180
②各区啓発事業開催日	8/21	9/21	10/3	9/20	8/21. 22	7/29. 8/1	8/29	—
啓発者数	200	200	200	200	220	500	300	1,820

③ ノロウイルス食中毒・感染症の予防啓発事業

平成２５年度から取り組んでいますが、平成２７年度からは二次感染の防止のために、汚染物処理や適切な手洗い方法などの実演を含めた感染症予防知識の普及にも取り組んでいます。

全国一斉予防強化期間に啓発事業を２回開催し、参加者は計９７名でした。

開催日	講習会の名称	開催場所	人 数	参 加 者
10/31	ノロウイルス食中毒予防講習会	ウェル戸畑多目的ホール	52 名	食品営業関係者、保育園等集団給食提供施設、食品衛生指導員
11/13	ノロウイルス食中毒予防講習会	総合保健福祉センター	45 名	食品営業事業者、食品衛生指導員

④ 北九州市主催の食品安全シンポジウムを活用した食品衛生思想の普及活動

開催日：令和6年1月25日（木）13時半～16時

場所：黒崎ひびしんホール 中ホール

テーマ：「輸入食品の安全性について」

以上のシンポジウムが開催され指導員、モニターの方々にも参加いただきました。

当協会は、食品衛生思想の普及・向上のための公益事業と位置付けて、来年度にもつなげていきたいと思ひます。

⑤北九食協ニュース発行

今年度は、年間4回を発行し、指導員巡回時のツール及び責任者養成講習会での配布にて食品衛生啓発に努めました。

（4）食品衛生功労者、食品衛生優良施設表彰事業

永年、食品衛生思想の向上に尽力した功労者や食品衛生上の優良な施設管理者を表彰し、顕彰するために厚生労働省や（公社）日本食品衛生協会は、表彰規程を設けており、例年、当協会からも受賞候補者を推薦しています。

また、北九州市においても市長表彰、局長表彰、保健所長表彰規程があり、これらの候補者も推薦しています。当協会でも独自に会長表彰、支所長表彰制度を設けており、先ずは支所長表彰を行い、順次、上部の表彰者として推薦することとしています。これら受賞者を披露し、顕彰するために今年度は11月20日（月）北九州国際会議場メインホールにて表彰大会を開催しました。

受賞者は、他の模範でもあり尚一層の衛生向上に精進されることが期待されます。

令和5年度 実績：（公社）日本食品衛生協会表彰大会 受賞者数

表 彰 名	功労者	施 設	行政担当	食協・団体
厚生労働大臣表彰	1	—	—	—
厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰	1	—	—	—
（公社）日本食品衛生協会会長表彰	4	—	2	—
（公社）日本食品衛生協会理事長表彰	2	—	—	—

令和5年度 実績：（一社）北九州市食品衛生協会表彰大会 受賞者数

表 彰 名	功 労 者	施 設	食 品 衛 生 指 導 員
北九州市長表彰	3	3	—
保健福祉局長感謝状	—	—	4
北九州市保健所長表彰	3	—	—
(一社)北九州市食品衛生協会会長表彰	—	18	—
(一社)北九州市食品衛生協会支所長表彰	—	28	—

(選定基準)

- ① 被表彰者、被表彰施設に関する表彰基準を設け、会員・非会員を問わず表彰の対象としています。
- ② 選考にあたっては、営業施設を監視指導している保健所の食品衛生監視員や巡回指導している食品衛生指導員の助言・推薦を得て行っています。
さらに、優良施設については、食品衛生監視員による「監視票の評価点」が高得点という条件が付されており、会員・非会員を問わず推薦対象としています。

- (5) 令和5年度 第64回九州ブロック大会及び連絡協議会が大分県別府市にて開催
令和5年7月5日～6日、第64回公益社団法人日本食品衛生協会九州ブロック大会が大分県別府市 別府ビーコンプラザにて無事に開催されました。
ちなみに令和6年度は沖縄県にて開催予定です。

- (6) 営業者に対する許可更新事務の支援と賠償共済加入促進事業等

営業許可期限が近づいた時期に、該当する営業者にハガキまたは封書で通知をし、許可更新事務が円滑に行えるように支援しております。

また、食品事故発生時の賠償金を補填し、安定経営を支える「食品営業賠償共済」の加入を積極的に勧誘しました。

特に、食中毒事件以外の被害補償例が多発していることから、施設賠償ができる「あんしんフード君」の加入を勧めています。

その他、各種免許申請等に必要な福岡県領収証紙の斡旋販売を行い、市民の方々に便宜を図っています。